

償還払いに関する留意事項

1 償還払い申請について

受給者証を提示できなかった等の理由により、受給者証の有効期間内に自己負担上限額を超えて医療費を支払った場合、償還払いの申請をすることができます。申請は任意ですので、手続きの手間や証明書の発行手数料等を含め、申請するかどうかをご検討ください。

2 償還払いの対象となるもの

受給者証の有効期間内に指定医療機関で受けた、受給者証に記載された指定難病に関する保険診療となる医療等

※以下の費用は対象となりません。

- ・ 保険適用外の費用（例：入院時の差額ベッド代、食事代、文書料）
- ・ 療養費の支給対象となった費用（例：治療用装具）

※計算の結果、お支払いする金額がない場合もあります。

- (例)・ 指定難病にかかる医療費等が自己負担上限額を超えていない場合
- ・ 有効期間外の医療費が高額療養費の自己負担上限額を超えている場合
(高額療養費を超えて支払った医療費の支給については、加入する医療保険の保険者にお問い合わせください。)

3 入金について

申請書提出後、約3～4カ月程度でご指定の口座へ振り込みます。審査状況に応じて、さらに時間を要する場合があります。

入金通知は行っておりませんので、振込は通帳記入等によりご確認ください。振込名義は「オカヤマケンイタクアンゼンカ」です。

4 自己負担上限額が変更となった場合

①自己負担上限額が変更となった場合や、②医療機関で自己負担上限額を超える医療費を徴収された場合で、受給者証の自己負担額管理票のみで償還払いすべき額がわかる場合、診療報酬等領収証明書（様式第9号）は不要です。

①の場合は、変更前・変更後の両方の自己負担額管理票をご提出ください。